

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

厚生労働省告示第七十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和元年八月一日から適用する。

令和元年七月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一(二十二) (略)</p> <p>二十三 CYP2D6 遺伝子多型検査</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準</p> <p>主として実施する医師に係る基準</p> <p>(イ) 専ら小児科に従事し、当該診療科について一年以上の経験を有すること。</p> <p>(ロ) 小児科専門医であること。</p> <p>(ハ) ゴーシエ病の診療経験を有すること。</p> <p>保険医療機関に係る基準</p> <p>(イ) 小児科を標榜していること。</p> <p>(ロ) 実施診療科において、ゴーシエ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。</p> <p>(ハ) 薬剤師が配置されていること。</p> <p>(ニ) 臨床検査技師が配置されていること。</p> <p>(ホ) 病床を二百床以上有していること。</p> <p>(ハ) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数^イが十又はその端数を増すごとに一年以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数^イが本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数^イが、本文の規定にかかわらず、二以上であること。</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一(二十二) (略)</p> <p>二十三 CYP2D6 遺伝子多型検査</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>主として実施する医師に係る基準</p> <p>専ら小児科に従事し、当該診療科について一年以上の経験を有すること。</p> <p>小児科専門医であること。</p> <p>ゴーシエ病の診療経験を有すること。</p> <p>保険医療機関に係る基準</p> <p>小児科を標榜していること。</p> <p>実施診療科において、ゴーシエ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。</p> <p>薬剤師が配置されていること。</p> <p>臨床検査技師が配置されていること。</p> <p>病床を二百床以上有していること。</p> <p>当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数^イが、常時、入院患者の数^イが十又はその端数を増すごとに一年以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数^イが本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数^イが、本文の規定にかかわらず、二以上であること。</p> <p>当直体制が整備されていること。</p> <p>二十四時間院内検査を実施する体制が整備されている</p>

- (ト) 当直体制が整備されていること。
- (フ) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (リ) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (ヌ) 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
- (ル) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
- 主として実施する医師に係る基準
- (イ) 専ら小児科に従事し、当該診療科について一年以上の経験を有すること。
- (ロ) 小児科専門医であること。
- (ハ) ゴーシエ病の診療経験を有すること。
- (ニ) 保険医療機関に係る基準
- (イ) 小児科を標榜していること。
- (ロ) 実施診療科において、ゴーシエ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。
- (ハ) 薬剤師が配置されていること。
- (ホ) 病床を二百床以上有していること。
- (ニ) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- (ハ) 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
- (ト) 医療安全管理委員会が設置されていること。

こと。

医療機器保守管理体制が整備されていること。

倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

医療安全管理委員会が設置されていること。

に規定する保険医療機関から検体の採取以外の業務を
受託する保険医療機関の施設基準

に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長
等に届け出ている保険医療機関であること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚
生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する
先進医療

一〇十一 (略)

十二 削除

十三〇十五 (略)

十六 削除

十七〇七十一 (略)

七十二 不可逆電気穿孔法 肝細胞がん(肝内における長径三セ
ンチメートル以下の腫瘍が三個以下又は長径五センチメートル
以下の腫瘍が一個であつて、肝切除術又はラジオ波焼灼療法
による治療が困難であり、かつChild Pugh分類によ
る点数が九点以下のものに限る。)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚
生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する
先進医療

一〇十一 (略)

十二 冠動脈又は末梢動脈に対するカテーテル治療におけるリ
ーナルガードを用いた造影剤腎症の発症抑制療法 腎機能障害
を有する冠動脈疾患(左室駆出率が三十パーセント以下のもの
を除く。)又は末梢動脈疾患

十三〇十五 (略)

十六 アルテプラゼ静脈内投与による血栓溶解療法 急性脳梗
塞(当該疾病の発症時刻が明らかでない場合に限る。)
十七〇七十一 (略)
(新設)